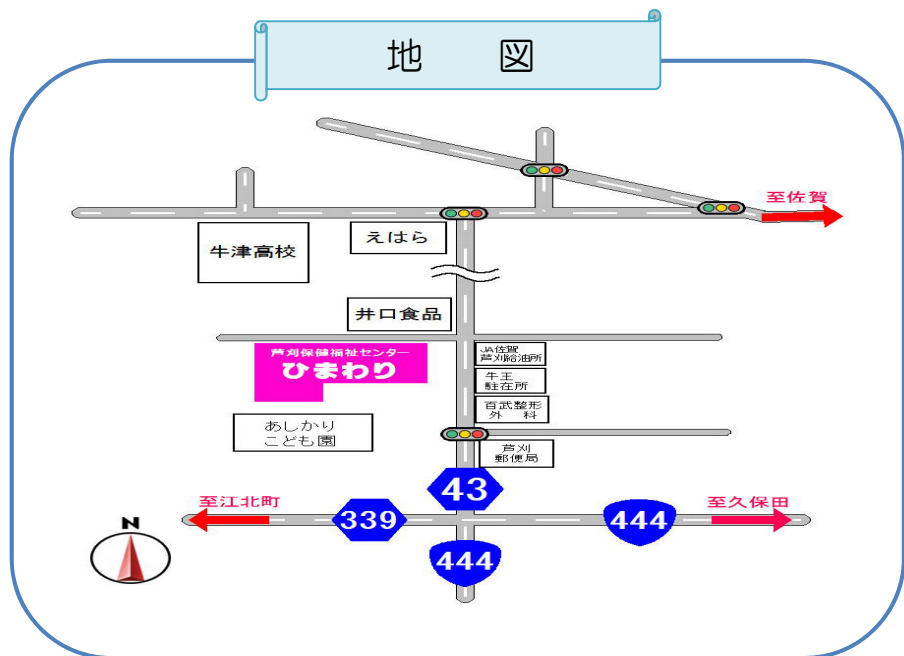


社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所



ご利用について

秘密保持、苦情対応により、プライバシーを守り、利用される方が安心して生活できるように配慮いたします。
 介護支援の利用料は、全額介護保険から支払われますので、ご利用者様の自己負担はありません。

営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで（12月29日から1月3日までを除く）
 営業時間 8：30～17：15まで
 担当者 介護支援専門員 大曲新一、平野恵子、甲斐みい子

お問い合わせ先

★居宅介護支援事業所
 〒849-0314 小城市芦刈町三王崎1522番地（ひまわり内）
 ☎（0952）66-5566 Fax（0952）66-6377

住み慣れた環境の中で、自分らしく
 より豊かな人生を過ごしていただくことが、
 私たちの願いです。



笑顔と思いやりの気持ちを大切にしています!!

常にご利用者様の立場になり、親身に相談を受け、ご利用者様が住み慣れた地域で尊厳ある、その人らしい生活ができるようお手伝いさせていただきます。

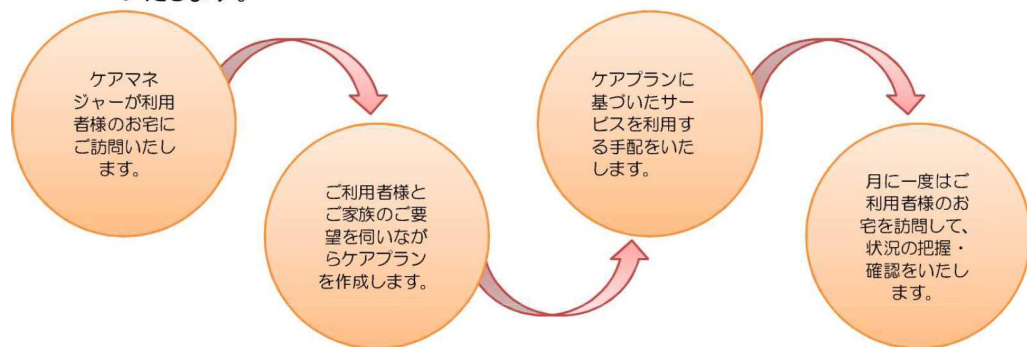
主任介護支援専門員 2名
 介護支援専門員 1名 計3名
 で対応しています。

居宅介護支援(ケアマネジメント)とは？

ケアマネジャーが介護全般のご相談に応じ、ケアプランの作成を行うサービスです。

適切なサービスをご利用いただくために、ケアマネジャーはご利用者様の状態やご家族の要望をおうかがいし、サービス計画(ケアプラン)を作成します。

サービスを行う事業所の選定、ケアプランの変更が起きた場合の調整を行います。介護に関するあらゆるご相談に応じ、介護サービスのトータルサポートをいたします。



介護保険・介護でお困りでしたらお気軽にご相談ください

お電話による介護相談も受け付けています。

○このような時・・・

- ・介護保険の事を知りたい。
- ・最近、体力が弱ってきて・・・。
物忘れもあるみたい・・・。
- ・両親の介護で困っている。
- ・デイサービスはどうしたら使えるの？

○相談内容

- ・介護保険の利用方法等
- ・生活や介護の悩み
- ・介護施設の紹介等
- ・福祉用具の案内
- ・住宅改修の相談
- ・介護保険申請手続きの代行



☎(0952)66-5566

受付時間

8:30~17:15 月~金(祝日除く)

介護保険を利用するには？

介護保険の要介護認定を申請する必要があります。

申請すると、調査員が訪問し認定調査が行われます。

(同時に主治医の先生に主治医意見書を依頼します。)

認定がおおりるまでには約30日程度かかります。(申請した日からサービスの利用は可能)要介護1~5と認定された場合には、介護保険サービスを利用する事が可能です。

(要支援と認定された場合には、地域包括支援センターにご相談ください。)

